

過労死防止学会第8回全国大会 龍谷大学

過労死・過労自殺の現状と働き方改革 ～学校職場から考える～

清山 玲（茨城大学 教授）

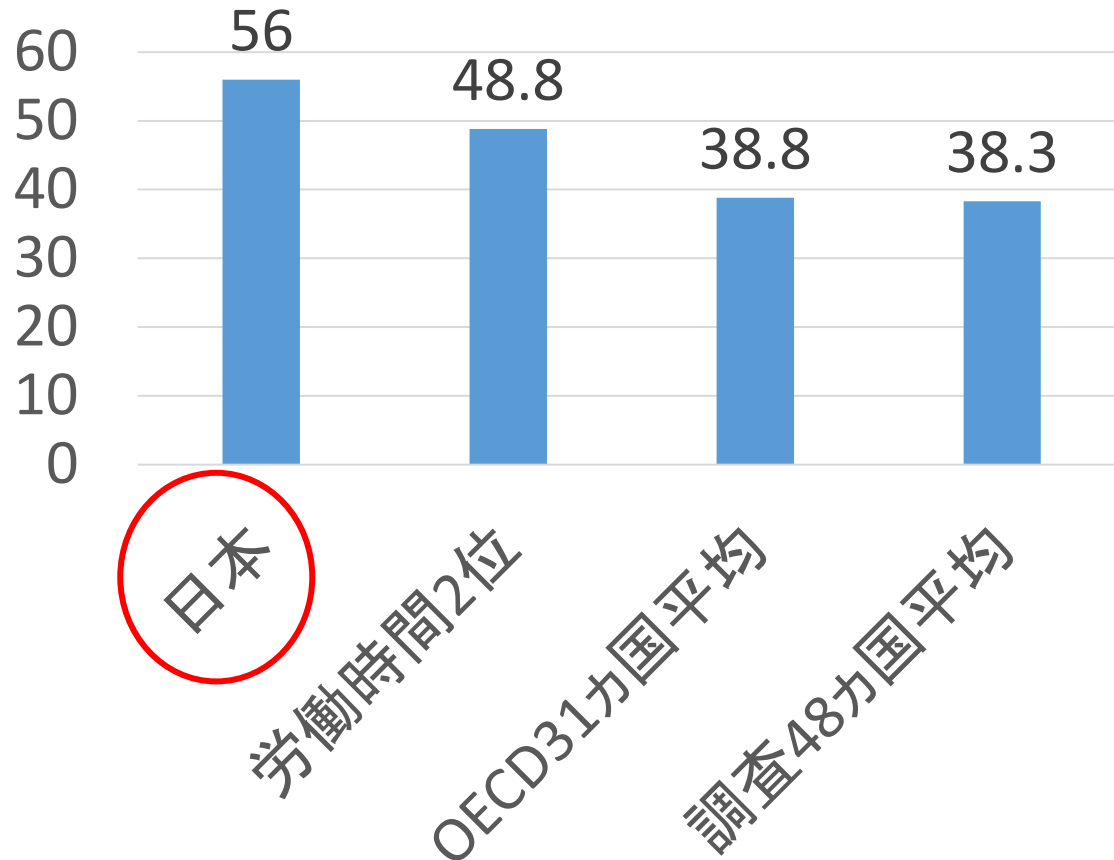
1. はじめに なぜいま学校職場をとりあげるか

1. 長時間労働職場である
2. サービス残業を合法化する法制度や慣行とその見直し
3. 労災認定基準が厳しく過労死・過労死自殺件数の量的把握に大きな問題がある
4. 業務内容・遂行方法の見直しの中で新たな事態が進行
兼業・副業の活用促進
1年単位の変形労働時間制の導入
5. 時間外労働時間の短縮と持ち帰り残業の増加の同時進行化

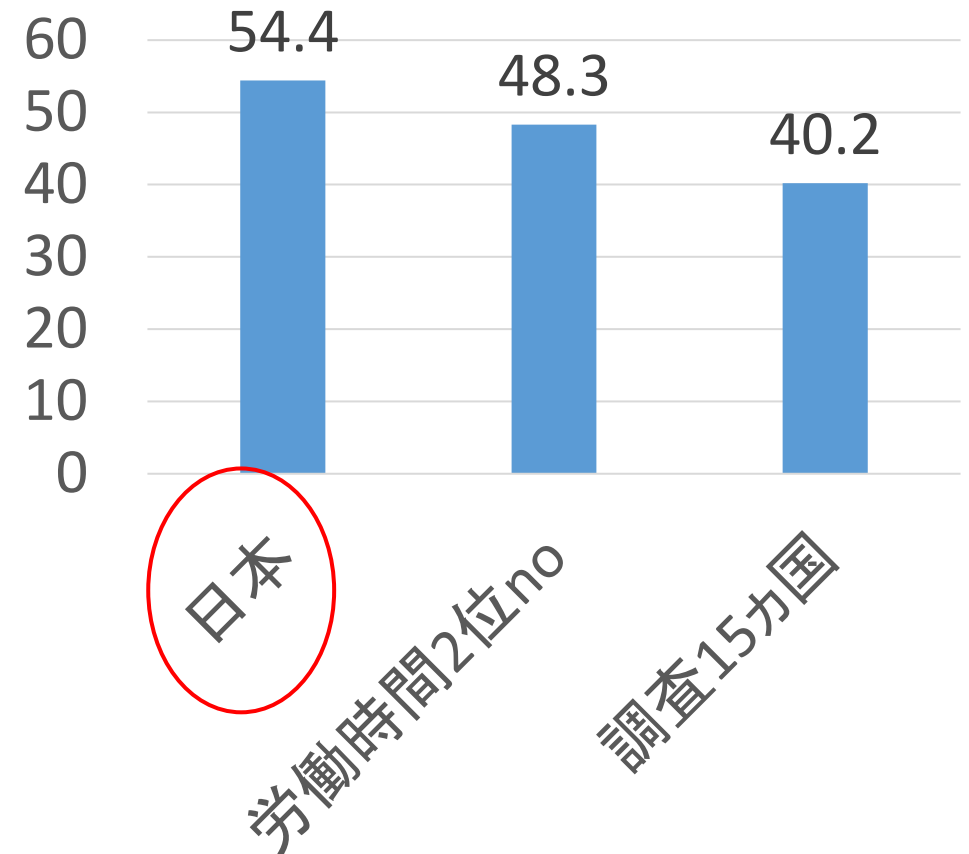
教員の長時間労働問題 社会問題化

OECD調査 2回連続(2013.2018) 労働時間が世界1長い国

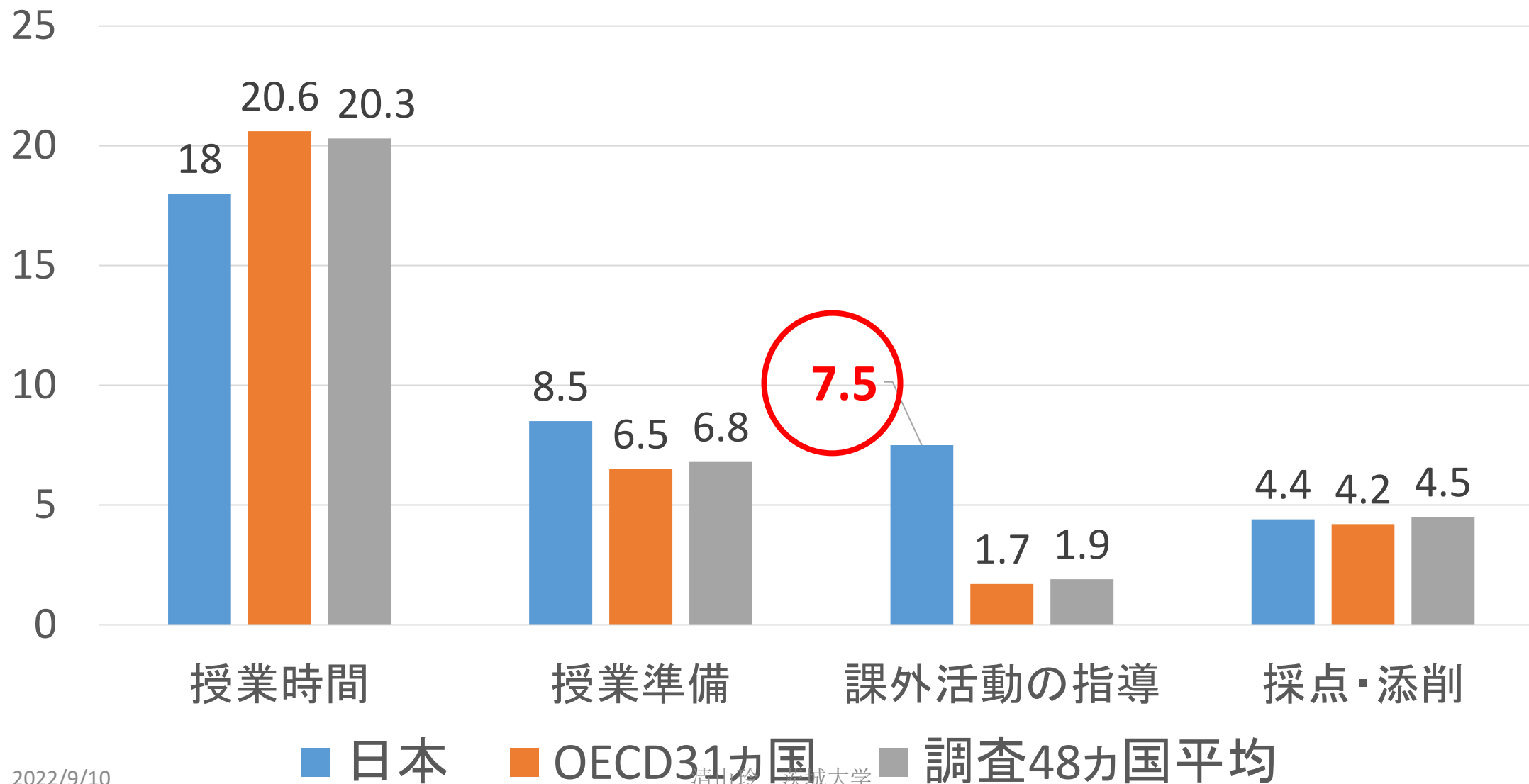
中学校教員
通常の1週間の仕事時間



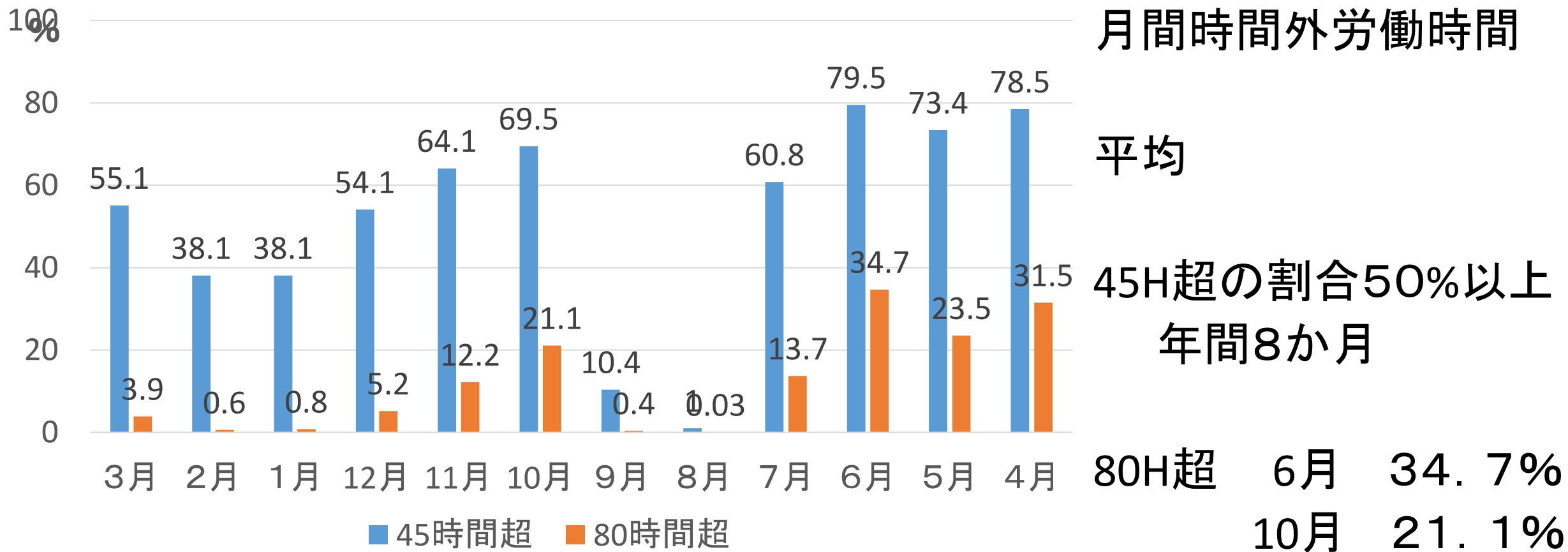
小学校教員
通常の1週間の仕事時間



仕事内容別では 課外活動指導の差が顕著
授業と授業準備だけで 平均：総計の70% 日本は47%！



A県の公立中学の長時間労働者割合



教員の平日1日の労働時間

国(2016年調査)

A県(2017年度、2020年度)

非常に多岐にわたる業務

毎日平均時間11時間以上の仕事
+持ち帰り残業

休憩時間 1日平均0分 10分

長時間労働なのに・・・法定1時間

* 中学教員 部活動平均1時間

運動部顧問はこれを大きく超える

土日の活動時間も多

児童生徒の指導にかかわる業務	b1	授業(主担当)	4:12	4:05	+ 0:07	4:06	3:04	3:07	- 0:03	3:05
	b2	授業(補助)	0:10	0:10	± 0:00	0:19	0:21	0:21	± 0:00	0:21
	c	授業準備	1:06	1:15	- 0:09	1:17	1:37	1:34	+ 0:03	1:26
	d	学習指導	0:11	0:16	- 0:05	0:15	0:11	0:09	+ 0:02	0:09
	e	成績処理	0:26	0:19	+ 0:07	0:33	0:19	0:13	+ 0:06	0:38
	f	生徒指導(集団)	1:21	1:06	+ 0:15	1:00	1:14	1:04	+ 0:10	1:02
	g	生徒指導(個別)	0:08	0:03	+ 0:05	0:05	0:10	0:11	- 0:01	0:18
	h	部活動・クラブ活動	0:02	0:05	- 0:03	0:07	1:01	0:58	+ 0:03	0:41
	i	児童会・生徒会指導	0:01	0:04	- 0:03	0:03	0:02	0:03	- 0:01	0:06
	j	学校行事	0:36	0:43	- 0:07	0:26	0:36	0:26	+ 0:10	0:27
	k	学年・学級経営	0:24	0:26	- 0:02	0:24	0:35	0:43	- 0:08	0:38
	l	学校経営(校務分掌等)	0:29	0:44	- 0:15	0:22	0:35	0:43	- 0:08	0:21
	m1	職員会議・学年会等	0:14	0:17	- 0:03	0:20	0:20	0:24	- 0:04	0:19
業務記録 学校の運営にかかわる業務	m2	個別打ち合わせ	0:04	0:04	± 0:00	0:04	0:07	0:08	- 0:01	0:06
	n1	事務(調査回答)	0:03	0:03	± 0:00	0:01	0:04	0:04	± 0:00	0:01
	n2	事務(学納金)	0:00	0:01	- 0:01	0:01	0:01	0:01	± 0:00	0:01
	n3	事務(日誌・文書他)	0:18	0:22	- 0:04	0:15	0:18	0:30	- 0:12	0:17
	o	校内研修	0:06	0:16	- 0:10	0:13	0:03	0:05	- 0:02	0:06
	p	保護者・PTA対応	0:05	0:07	- 0:02	0:07	0:04	0:06	- 0:02	0:10
	q	地域対応	0:00	0:01	- 0:01	0:01	0:00	0:01	- 0:01	0:01
	r	行政・関係団体対応	0:02	0:02	± 0:00	0:02	0:01	0:01	± 0:00	0:01
	s	校務としての研修	0:07	0:08	- 0:01	0:13	0:04	0:16	- 0:12	0:12
	t	校外での会議等	0:04	0:05	- 0:01	0:05	0:10	0:13	- 0:03	0:07
その他	u	その他の校務	0:07	0:15	- 0:08	0:09	0:09	0:16	- 0:07	0:09
	v	休憩	0:04	0:07	- 0:03	0:12	0:06	0:07	- 0:01	0:13
	w	新型コロナウイルス対応	0:08		+ 0:08		0:04		+ 0:04	
2020/9/10 学内勤務時間			11:18	11:39	- 0:21	11:15	12:02	12:15	- 0:13	11:32

教員の過労死過労自殺

10年間で認定された事案 172 うち死亡63(脳心臓38、自殺25)

地方公務員の公務災害認定状況(2010年1月-2020年3月)								
				(件、%)				
	脳心臓疾患			精神疾患・自殺				
	計	うち死亡	死亡事案 に占める 割合	計	うち自殺	死亡事案 に占める 割合	死亡事案 計	公務災害 計
義務教育学校職員	61	24	36.4	49	13	14.4	37	110
義務教育以外の教育職員	27	14	21.2	35	12	13.3	26	62
警察職員	35	13	19.7	20	11	12.2	24	55
消防職員	8	3	4.5	27	6	6.7	9	35
電気ガス水道	1	0	0.0	4	0	0.0	0	5
運輸事業職員	0	0	0.0	3	2	2.2	2	3
清掃事業職員	0	0	0.0	2	0	0.0	0	2
船員	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0
その他(一般職員等)	50	12	18.2	146	46	51.1	58	196
計	182	66	100.0	286	90	100.0	156	468

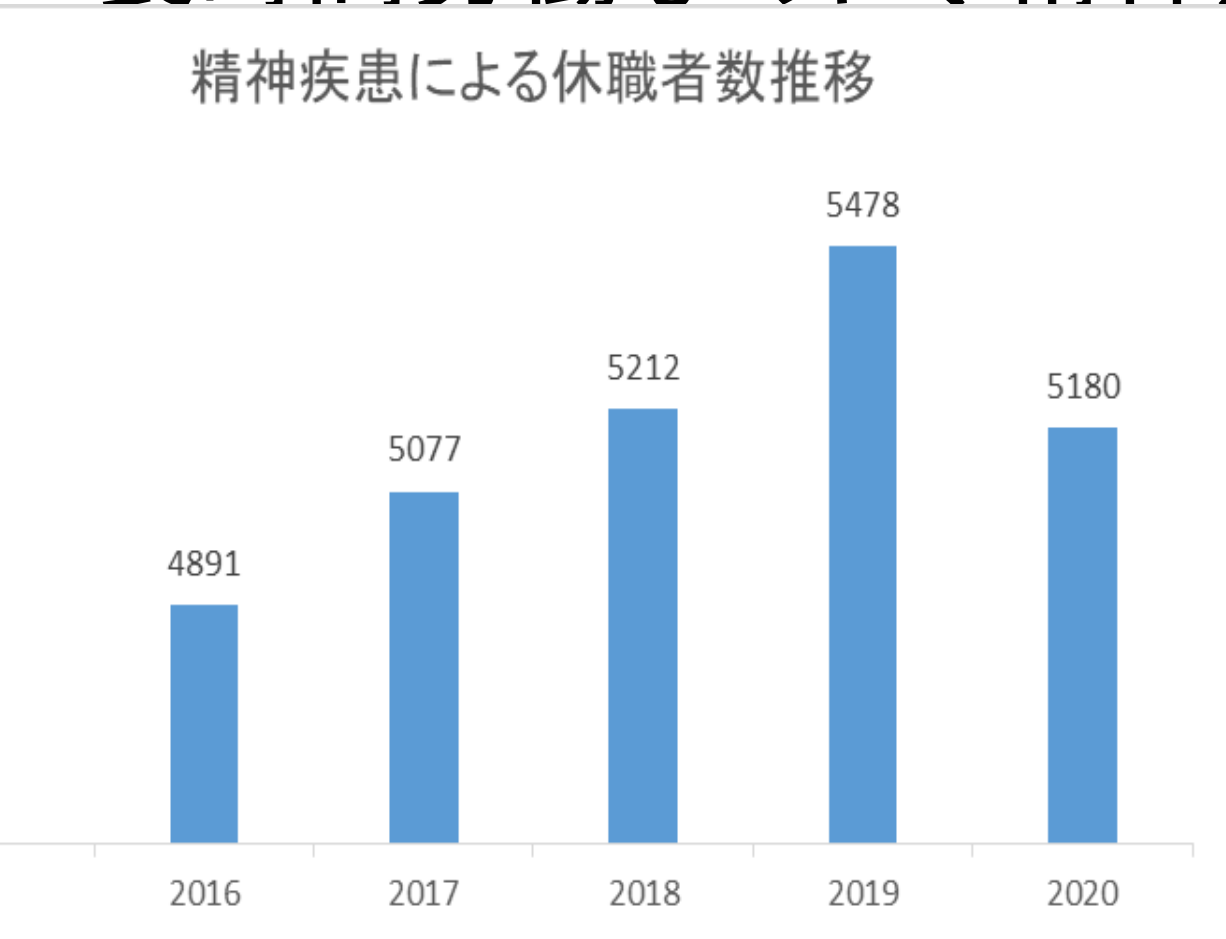
資料)(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所、過労死等防止調査研究センター、「令和3年度地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究事業 調査結果報告書」2022年より清山作成。

精神疾患による休職者と認定

「令和元年度過労死等の公務災害補償状況について」

長時間労働なのに、精神疾患休職者5000人超なのに

精神疾患による休職者数推移



請求あきらめる人が多い

- 精神疾患

2019年度

受理件数 23(うち死亡1)

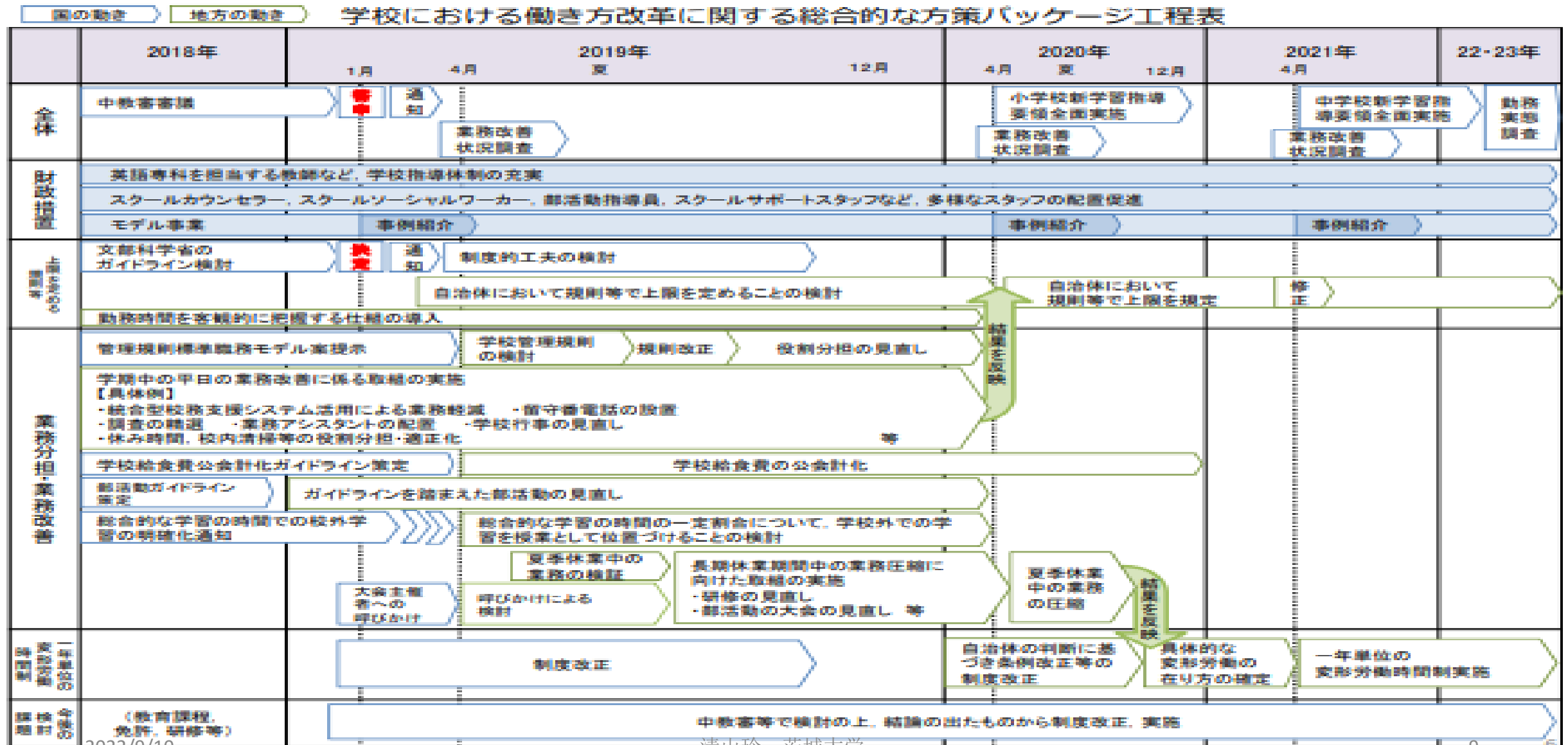
認定件数 8(同1)

2018年度

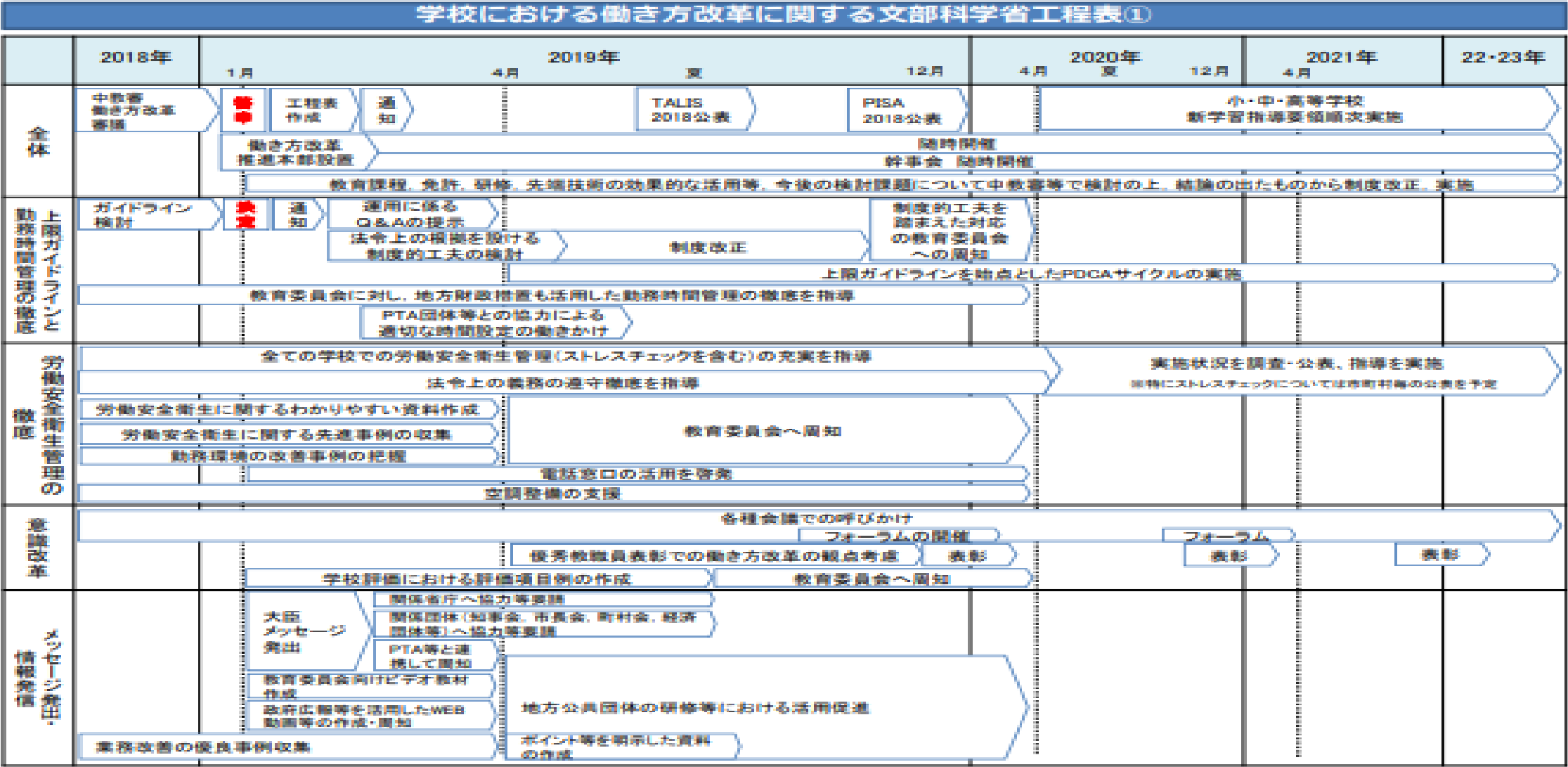
受理件数 27(4)

認定件数 1(0)

中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のため 学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」77頁



推進本部(2019)第2回会議資料



別添1

学校における働き方改革に関する文部科学省工程表②											
	2018年	2019年			2020年			2021年	22・23年		
	1月	4月	夏	12月	4月	夏	12月	4月			
業務の役割分担・適正化	組織再編	学校へ新たな業務を付加しようとする場合にはスクラップ・アンド・ビルドを原則とし、財務課と調整することを徹底									
	業務改善状況調査の見直し		調査の実施		市区町村別に公表		調査	公表	調査	公表	
	学校管理規則、標準職務モデル案提示										
	学校単位で作成される計画の効果的な在り方の提示										
	部活動ガイドライン策定	地域・保護者向けメッセージ発信									
		教育委員会等への要請									
		大会主催者への大会日程や出場資格・引率に係る規定の見直し要請		実施状況を踏まえつつ、大会主催者へ引き続き要請							
	部活動ガイドライン遵守を前提とした部活動指導員の配置										
	将来的に、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるために必要な方策を検討										
	学校給食費公会計化ガイドライン策定										
これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の役割分担・適正化を進めるための方策の推進											
総合的な学習の時間での校外学習の明確化、様式の簡素化など指導要録の改善通知											
組織運営体制	業務効率化に向けた、組織や校務分掌の整理・統合のモデルを提示										
	主幹教諭や事務職員の活用による業務改善等の優良事例の収集		優良事例の周知								
	学校管理規則、標準職務モデル案提示										
若手教師支援のため、ホームページやSNS等を通じた指導方法等に関する情報を発信											
勤務時間制度	一年単位の実形労働時間制導入に向けた制度的検討		制度改正		周知						
	部活動の大会主催者等に対する夏季休業中の大会の見直し要請										
	夏季休業中に業務を求めてきた通知等の見直し										
	教職調整額の水準について、必要に応じ中長期的な課題として検討										
公立学校の教師に関する労働環境について、法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討											
環境整備	英語専科を担当する教師など、学校指導体制の充実										
	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど、多様なスタッフの配置促進										
	家庭教育の充実への支援、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の導入や地域学校協働活動の推進										
	校務の情報化など、学校のICT環境整備の推進										
	モデル事業		事例紹介			事例紹介		事例紹介			
フォローアップ	2022/9/10	積極的に取り組んでいる地方公共団体に対してインセンティブを調べる仕組みを検討				インセンティブを調べる仕組みの導入		勤務実態			

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

資料2-1

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となる I C T 活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

2022/9/10

清山玲 次城大学

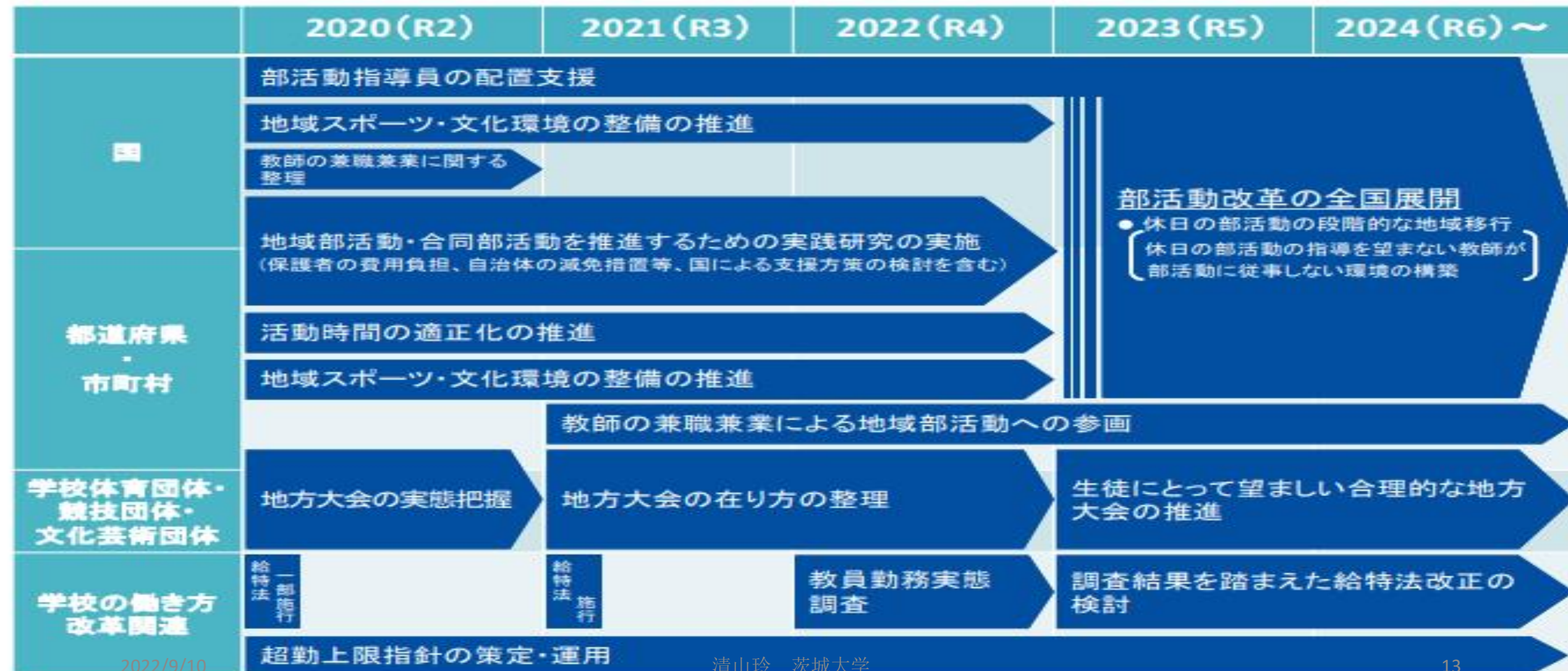
12

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

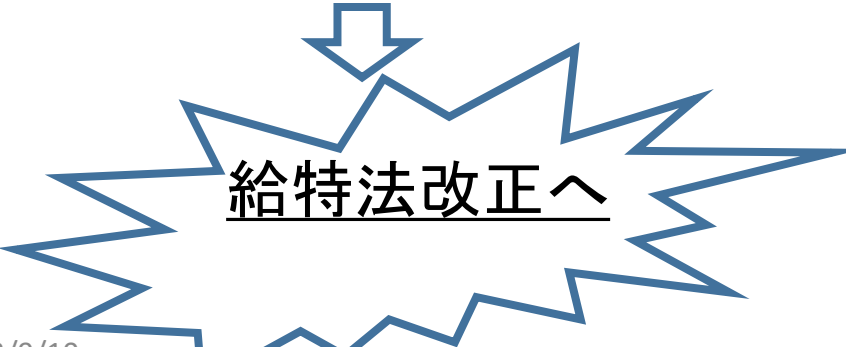
学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュールについて

資料2-2



教員の労働災害認定をめぐるこれまでの論点

1. 時間外勤務の認定が超勤4項目に限定されてきた
→非常に厳しく 現実から乖離
- 2 多くの時間外労働は
 - * 教員の労働 自主性・自発性・創造性に基づく
 - * 仕事 何をどれだけするか 教員の裁量
 - * 時間は自己管理すべき
3. 過労は校長の指示ではない
→自己責任、労災認定されにくい 過少認定
 - * 裁量労働制や高度プロフェッショナル制度下で働くホワイトカラーと共通する問題



給特法改正へ

★従来の時間外認定

給特法4条

超勤4項目	○実習
	○学校行事
	○職員会議
	○非常災害

臨時または緊急のやむを得ない業務かつ 校長の指示下で行われたもの

* 部活動指導は、過労死水準でもボランティア扱い

教員の労働時間をめぐる論点（給特法改正）

- 主な法改正
- ① 1年単位の変形労働時間制の適用 2021年4月1日施
 - ② 労働時間の上限に関する指針の策定 2020年4月1日施

評価できる点

- 1 教員の長時間労働は極めて深刻
命令に基づかない超勤4項目以外の時間外労働の存在を認めた
2. 教育の質の維持・向上、効果的な教育のためには、働き方改革が不可欠
 - 業務量の適切な管理の必要性をみとめ 指針の策定

法改正の問題点・課題

- * 1年単位の変形労働時間制の適用 2021年4月1日施行
 - ・繁忙期に12日連続勤務に道を拓く
 - ・1週の平均労働時間40時間(法定上限 年間2085時間)
＋残業 手当(1日10時間超 繁忙期 52時間超)
- * 総労働時間の枠が守られれば労働時間は大きく減少できる
しかし、現状と実態の乖離→導入困難
- * 労働時間のシフト変更が原則としてできない制度 実態と合わない 研修・大会その他の業務の連続
これを正当事由と認めれば、変形労働制の適用要件の形骸化
→民間だと労働時間は減らずに残業代が経るだけ
- ・働く人の労働時間の裁量権が制約される→学校の裁量権を大きく制約
研修その他自発性・創造性に基づく仕事の相当部分が労働時間外
(自己啓発！?)になりやすい
→ワーク・ライフ・バランスしにくくなるリスクがある 配慮規定あるけれど・・・

問題解決のための現状認識 1

1. 教員の業務が複雑化、専門外の指導も増加←教育支援員の活用
障害児支援、子どもの貧困支援、保護者の支援(外国籍含む)
部活動支援、科目外教育、情報化、・・・
教育支援員の職場がブラックにならないよう注意が必要
2. 労働時間の正確な把握 タイムカードの場所、入力方法に工夫が必要
→まず休日の確保と勤務間インターバルの確保・・・計画と調整
少しでも早くできるように 生命線
3. 目標:長時間労働の是正、休日労働確保をスローガンに、
誰もが帰れる職場作り
業務負荷の改善なしの子どものための教育改善は×
4. 時間外業務を実態に合わせ幅広く認める・・・2022年7月の判決参照

問題解決に向けて

1. 労働安全衛生を学校長にだけ責任を負わせない

→ ☆校長等が相談できる支援窓口の設置

☆問題解決できる財源・ヒトを確保

働き方改革支援の専門職派遣（各職場に応じた支援）

ヒトの確保、DX予算の確保

☆時間短縮のための各種方策を同時進行

効果の測定は 複数年で月ごとの労働時間で図る

・・・効果測定期間に問題がある

業務の繁閑を考慮して、複数年の期間をみる必要

業務内容・遂行方法の見直しは不可欠

- ・部活動改革 部活動数の削減、大会（数の削減、運営方法の見直し）
実質的な複数顧問制
活動時間制限と休養日の厳守
地域移行を含む部活動支援員の活用（支援員の条件も確保）
- ・免許取得科目者を確保（科目外指導）
- ・小学校 教科担任制の実質化
（全科目あるいは科目外、学年移動の負荷は大きい）
- ・DX 授業・会議資料作成業務の軽減、
プリンタ増設、クラウドその他の活用（ペーパーレス）、
スマートフォン・タブレットの活用

業務内容の見直し2

部活動

- 「教員の本務」に支障をきたさないようにする
- 部活動指導員・地域以降により地域人財の活用を図る
- 部活動時間の制限 ……休養日の設定は教員にとって必要なだけでなく、子どもの健康・運動能力向上にも+
- 地域移行により教員の部活動支援の一部が兼業・兼職
 - ・教員の総労働時間が見えにくくなる…過労死防止に一
 - ・低賃金・不安定雇用職場拡大のリスク増大
 - * 兼業を含めた総労働時間の把握が必要！
 - 兼業兼職を含めた労働安全衛生注意が必要

おわりに

- 長時間労働下での変形労働時間制の導入には慎重な姿勢が必要
WLBを阻害したり、労働時間を見えなくする動きの加速になりかねない
- 休憩時間の確保
- 勤務間インターバルの導入の可能性
- 管理職とともに働く側の意識・行動改革の推進
視点のチェンジ 子どものために・・・
→長時間労働は子どもの教育（本務）に－
- いま長時間労働是正のチャンス
残業手当より時間削減を要求の中心に